

船舶事故調査報告書

平成26年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年11月24日 13時20分ごろ
発生場所	茨城県鹿嶋港の北海浜船だまり北方沖 鹿嶋市所在の鹿嶋灯台から真方位052° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯36° 01.1′ 東経140° 41.4′）
事故調査の経過	平成25年11月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{ちゅういち} 忠市丸、4.9トン IG3-6167（漁船登録番号）、個人所有 11.88m（Lr）×3.36m×0.71m、FRP ディーゼル機関、382.50kW、平成3年1月 第231-7225号（船舶検査済票の番号） B 漁船 ^{かえい} 嘉栄丸、4.9トン IG3-6807（漁船登録番号）、個人所有 13.10m（Lr）×3.33m×1.06m、FRP ディーゼル機関、423.00kW、平成17年5月 第210-51741号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長A 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年3月19日 免許証交付日 平成23年10月27日 （平成29年5月17日まで有効） 船長B 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年4月25日 免許証交付日 平成22年2月24日 （平成27年4月24日まで有効） 同乗者A 男性 6歳 同乗者B 男性 43歳
死傷者等	A 軽傷 2人（船長A及び同乗者A） B 軽傷 2人（船長B及び同乗者B）

<p>損傷</p>	<p>A 船首に亀裂、破口等 B 左舷中央部外板に亀裂、破口等</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人の息子（以下「同乗者A」という。）ほか3人を同乗させ、鹿島港の北海浜船だまり（以下「本件船だまり」という。）北方沖で釣りをした後、船長Aが、操舵室の椅子に腰を掛けて単独で操船し、本件船だまりに向け、針路を190°（真方位、以下同じ。）に定めて約15ノットの対地速力とし、自動操舵で航行した。</p> <p>船長Aは、レーダーを1.5Mレンジとし、レーダーで見張りをしながら、ときどき、立って周囲の見張りをしていました。</p> <p>船長Aは、衝突の約10分前にレーダー画面で船首方約1.7MにB船の映像を初認したが、エコトレイルによる映像が伸びていないので、B船が停船しているものと思い、B船の船首方を通過しようとし、自動操舵で針路を約188°に転じた。</p> <p>船長Aは、レーダー映像でB船との距離が1Mを切った辺りにおいて、目視により、停船しているB船を正船首少し右舷方に視認し、B船の船首方約20～40mの距離を通過できるものと思い、翌日の操業位置の参考とするため、魚群探知機で魚影を探した。</p> <p>船長Aは、そろそろB船の船首方を通過する頃と思い、立ち上がって前方を見たところ、正船首方至近にB船を認め、クラッチを中立とした直後、平成25年11月24日13時20分ごろ、鹿嶋灯台から052°2.5M付近において、A船は、船首がB船の左舷中央部付近に衝突した。</p> <p>船長Aは、後進をかけてB船から離れた後、B船に肉声及びマイクで安否の確認をしたが、返事がなく、船上にいた人が動き出してB船が本件船だまりへ向かい始めたので、B船に伴走した。</p> <p>船長Aは、腰に痛みを覚え、同乗者Aがこめかみに擦過傷を負った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者B」という。）を同乗させ、鹿嶋灯台から052°2.5M付近において、主機を運転して船首を東方に向け、13時10分ごろ釣りの目的で漂泊を開始した。</p> <p>船長Bは、漂泊開始直前、北方約2Mに接近して来るA船を視認したが、B船を避けてくれるものと思って漂泊した。</p> <p>船長Bは、船体中央付近の船尾寄りにある操舵室の船尾側に右舷方を向いて立ち、同乗者Bは、操舵室の船首側に右舷方を向いて立ってそれぞれ釣り竿を出して釣り糸のある右舷方を見ながら、釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、13時15分ごろ、左舷方約1Mに接近するA船を認めたが、依然、A船がB船を避けてくれるものと思い、漂泊を続けた。</p>

	<p>同乗者Bは、釣果を得て休憩しようと思い、操舵室へ入った。</p> <p>船長Bは、釣りを続けていたが、何気なく振り向いたとき、操舵室に向けて左舷方至近に迫るA船を認め、衝突の危険を感じ、操舵室にいる同乗者Bへ大声で叫び、海へ振り落とされないように船体構造物をつかんだ直後、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、首に痛みを覚え、また、同乗者Bが痛みを訴えたので、携帯電話で救急車の手配をするとともに、機関室への浸水を認めて僚船に救助を求めた。</p> <p>A船は、B船に伴走しながら自力航行し、B船は、来援した僚船により、排水の支援を受けながらえい航され、本件船だまりへ帰った。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救急車で病院へ搬送され、頸椎捻挫等と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約1.5m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、船体中央付近の船尾寄りに船首側の窓が2段になった操舵室があり、操舵室には、操舵装置、機関操縦盤、機関操縦レバー、マグネットコンパス、GPS、魚群探知機等が備えられていた。</p> <p>船長Aは、漁業に従事して約35年の経験があり、本件船だまり北方沖で操業することが多く、本事故時の経路を何回も航行していた。</p> <p>船長Aは、ふだん、A船に乗組員として乗り組んでおり、港内及び漁場で一時的に操船をする機会があった。</p> <p>A船は、航海計器、舵、主機関等に故障はなかった。</p> <p>船長Bは、25歳ごろから漁業及び遊漁船業に従事し、約15年の経験があり、本件船だまり北方沖で操業及び営業することが多く、本事故発生場所付近を何回も航行していた。</p> <p>船長A及び船長Bは、本事故時、付近に他船を認めていなかった。</p> <p>船長Bは、左舷方約10mにA船を視認した後、操舵室へ移動して機関操縦ハンドルを操作するなどの衝突を回避する時間的余裕はなかった。</p> <p>B船は、本事故時、舵、機関等に故障はなかった。</p> <p>船長A及び同乗者4人は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、本件船だまり北方沖を自動操舵で南西進中、船長Aが、B船の映像を船首方約1.7Mにレーダー画面で初認し、停船中のB船の船首方を通過しようとして針路を左へ約2°変更した後、B船の1M付近に接近した際、停船しているB船の船首方約20～40mを通</p>

	<p>過できるものと思い、魚群探知機で魚影を探していたことから、B船と接近し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件船だまり北方沖で漂泊して釣り中、船長Bが、1Mに接近するA船を認めていたものの、A船がB船を避けてくれるものと思い、釣りを続けていたことから、左舷方約10mにA船が接近して気づき、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本件船だまり北方沖において、A船が南西進中、B船が漂泊して釣り中、船長Aが、B船の1M付近に接近した際、停船しているB船の船首方約20～40mを通過できるものと思い、魚群探知機で魚影を探しており、また、船長Bが釣りを続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーダーを有効に活用するなどして見張りを適切に行うこと。 ・漂泊して釣りをするときなどは、目視等による見張りを厳重に行うこと。